

大阪府スマートシティ推進本部設置要綱

（目的）

第1条 「大阪スマートシティ戦略」の下、府内において直面する多様な課題に対し、ICT など最先端の技術を活用した取組（以下「スマートシティの取組」という。）の実践により解決を図るとともに、国家戦略特区、総合特区及び構造改革特区（以下、それぞれの特区を総称して「特区」という。）における取組を推進し、あらゆる機会・チャンネルを活用しながら、府域全体における住民の生活の質（QOL）の向上及び都市間競争力の向上につなげるため、強力な全庁的推進組織として「大阪府スマートシティ推進本部」（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部は、スマートシティの取組及び特区に関するヘッドクォーター（司令塔）として、これらの推進に関する取組を指揮するために必要な次の事務を所掌する。

- （1）総合的な方針や具体的な方策の検討に関すること
- （2）特区を活用した規制緩和など国優遇措置の推進等に関すること
- （3）庁内での情報共有等に関すること
- （4）その他、スマートシティの取組及び特区の推進にあたり必要な事項に関すること

（組織）

第3条 本部は、別表1に掲げるものをもって構成する。

- 2 本部長は、知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事（スマートシティ戦略部担当）の職にある者をもって充てる。
- 4 最高デジタル統括責任者（Chief Digital Officer。以下「CDO」という。）は、スマートシティ戦略部長の職にある者をもって充てる。

（運営）

第4条 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

（CDO の職務等）

第5条 CDO は、大阪の自治体におけるデジタル改革の推進（府庁 DX を除く）及び住民の生活の質（QOL）の向上を図るため、各施策の進捗管理や部局間の調整等を総括する。

（幹事会）

第6条 本部の下に幹事会を置き、別表2に掲げるものをもって構成する。

- 2 幹事会の構成員は、第2条に掲げる所管事項に関する連絡調整を行うものとする。
- 3 幹事会の開催に関し必要な事項は別に定める。
- 4 幹事会の下に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、スマートシティ戦略部において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

この要綱は、平成29年7月11日から施行する。

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年5月14日から施行する。

この要綱は、令和7年7月22日から施行する。

別表 1

知事
副知事
副首都推進局長
危機管理監
政策企画部長
万博推進局長
総務部長
財務部長
スマートシティ戦略部長
スマートシティ推進監
府民文化部長
I R推進局長
福祉部長
健康医療部長
商工労働部長
環境農林水産部長
都市整備部長
大阪都市計画局長
大阪港湾局長
会計管理者
議会事務局長
教育長
監査委員事務局長
人事委員会事務局長
警察本部総務部長

別表 2

スマートシティ推進監
副首都推進局理事兼総務担当部長
危機管理室長
政策企画部次長
万博推進局企画部長
総務部次長
財務部次長
スマートシティ戦略部次長
府民文化部次長
I R推進局次長
福祉部次長
健康医療部次長
商工労働部次長
環境農林水産部次長
都市整備部次長
大阪都市計画局次長
大阪港湾局企画調整担当部長
会計局会計総務課長
議会事務局次長
教育庁教育次長
監査委員事務局次長
人事委員会事務局次長
警察本部警務部警務課長